

広報しんち

3.20
2024

発行と編集 新地町役場企画振興課 〒979-2792 福島県相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田 30
☎0244-62-2112 FAX0244-62-3194 E-mail:koho@town.shinchi.lg.jp

届出を忘れずに

3月・4月は転勤や進学などで、住所変更が最も多い時期です。新地町に引っ越しをしたときや、町外に引っ越すときには住民登録にかかる転入・転出等の届出が必要です。忘れずに手続きをお願いします。

【住民登録】

住所を変更したときには、役場へ住民登録の届出が必要です。

正しい住所を届けておかないと、町における各種行政・福祉サービスが受けられなくなるばかりでなく、子どもの予防接種や入学、選挙等にまで影響が出てきます。下表の届出事項に該当する方は、必ず届出期間内に役場町民課に届出てください。

【印鑑登録】

印鑑登録証明書は、金銭の貸し借りや登記などに使われる大切なものです。

新規で印鑑を登録する場合、病気や仕事などで本人がお越しになれない際は、代理での申請ができますが、本人（自筆）の委任状（代理人選任届等）、代理人の印鑑、代

理人の身分証明書等が必要で
す。代理申請の場合、登録本
人宛に照会文書を郵送して、
申請に相違がないことを確認
しますので、4、5日程度の
日数を要します。

なお、印鑑登録証明書の交
付を申請する場合には、印鑑
登録証（カード）または本人
のマイナンバーカードを提示
していただく必要があります。
マイナンバーカードを提示
しただく場合はご本人のみ
が申請できます。

【本人確認書類が必要です】

本人になりすました転出や
転入などの届出を未然に防ぐ
ために、住民の異動届出や印
鑑登録などをされる方に身分
証明書を提示していただき、
本人確認を行っています。
不明な点などありましたら、
町民課へお問い合わせくだ
さい。

住所変更等の届出

届出事項	届出期間	持参するもの
転入届 (新地町に引っ越しを してきたとき)	新地町に住み始めた日から 14日以内	・転出証明書（前住所地で交付されたもの） ・マイナンバーカード（保持者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が届出にこれない場合）
転出届 (町外に引っ越すとき)	転出予定日の14日前から当日 まで	・印鑑登録証（登録者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が届出にこれない場合）
転居届 (町内で住所を変えたとき)	住所を移した日から 14日以内	・マイナンバーカード（保持者のみ） ・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が届出にこれない場合）
世帯主変更届	変更した日から14日以内	・国民健康保険証（加入者のみ） ・本人確認書類（※） ・委任状（本人または世帯主が届出にこれない場合）

(※) 本人確認書類とは、マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど官公庁発行の写真入りの身分証明書（有効期限内のもの）などです。

◎問い合わせ 町民課 町民係（電話：62-2115）

土砂等による盛土等の規制に関する条例を制定しました

「新地町土砂等による盛土等の規制に関する条例」が令和6年3月議会定例会で可決され、令和6年3月27日から施行します。

同条例の内容は下記のとおりです。

①目的

土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって町民の生命、身体及び財産の保護並びに安全で良好な生活環境を確保することを目的とする。

②用語の定義

土砂等

土、砂利、岩石等で廃棄物処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物以外のもの

盛土等

- ① 土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積をする行為
- ② 当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、切土、床掘、掘削する行為

事業区域

盛土等を行う土地の区域

事業者

盛土等に係る請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら土地の盛土等を行う者

請負者

盛土等に係る工事を請け負う者

③責務

町

- ① 町内における盛土等の状況の把握
- ② 災害及び環境の保全上支障が生ずるおそれのある盛土等防止のための施策の推進

土地所有者

- ① 不適正な盛土等が行われないよう管理に努めること
- ② 不適正な盛土等が行われることを知ったときは、災害の防止及び環境の保全を図るために必要な措置を講じること

事業者及び請負者

- ① 災害の防止及び環境の保全を図るための必要な措置を講じること
- ② 事業区域の隣接する土地の所有者、近隣に居住する者等への周知と理解を得ること
- ③ 苦情又は紛争に対し、誠意をもって解決にあたること

土砂等を発生させる者

- ① 土砂等の発生を抑制するよう努めること
- ② 事業者等により不適正な盛土等が行われないよう努めること

④許可対象

- 事業区域 1,000㎡以上 3,000㎡未満の盛土等
- 事業区域 1,000㎡未満で次に該当する盛土等
 - ① 3年以内に盛土等が行われた区域との面積の合計が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合
 - ② 高さ1m以上の崖を生ずることとなる場合
- 土砂等の量 1,000㎡以上 3,000㎡未満の盛土等
- 土砂等の量 1,000㎡未満で次に該当する盛土等
3年以内に行われた盛土等に用いた土砂等の量と現に行われている盛土等に用いられる土砂等の量との合計が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合

⑤手続きの流れ

【経過措置】 現に事業を行っている方は条例施行日から起算して3月を経過する日までは許可を受けなくて継続できる。
 条例施行日から令和6年8月31日の間、許可対象の事業面積を1,000㎡以上、土砂等の量を1,000㎡以上とする。

許可対象事業

【許可対象】
 ※2ページ④「許可対象」に詳細を記載しています。

土地所有者の同意

許可の申請

【申請事項】
 申請事業者（住所、氏名）
 盛土等の目的、事業区域の所在地と面積
 土砂等の量と高さ
 施工方法、期間 など

許可の基準等

新地町公害対策審議会諮問

※ 住宅地造成のために町内事業者が行う事業
 その他規則で定める事業の場合は諮問不要

許可の可否決定

変更等の手続き

変更許可申請
 土地所有者の変更届出
 地位の承継

土砂の埋立て等

開始の届出
 施工方法 許可基準の遵守
 標識の設置
 帳簿への記載 土砂等の量等
 報告の徴収 施工の状況等
 町職員による立入検査

完了

盛土等の完成又は
 廃止の届出

行政処分

許可事業者への勧告
 許可基準等不適合における是正措置命令
 勧告に従わない場合
 中止命令
 無許可盛土等を行っている場合
 原状回復等命令
 中止命令または許可取消の場合
 許可の取消し
 ・許可不正取得
 ・1年以上の事業未着手、継続中断
 ・措置命令違反
 土地所有者への勧告
 災害により町民の安全を著しく害すると認められる場合の環境保全の措置

規定違反等

公表
 命令違反した者
 ※公表前に意見陳述の機会を付与

命令違反等

罰則

無許可
 不正取得
 命令違反

1年以下の懲役
 又は
 100万円以下罰金

無報告、虚偽の報告
 立入検査拒否等
 虚偽の答弁等

50万円以下罰金

無届、虚偽の届出
 標識未設置等

30万円以下罰金

◎問い合わせ 町民課 生活環境係（電話：62-2115）

春の全国交通安全運動

春の全国交通安全運動が4月6日(土)～4月15日(月)までの10日間にわたり行われます。

運動のスローガン

挙げる手を
やさしく見守る

横断歩道

運動の重点

- ① 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ② 歩行者優先意識の徹底と



令和6年固定資産税縦覧・閲覧制度について

令和6年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧および課税台帳の閲覧を次のとおり行います。

これは、令和6年度の固定資産税の基礎となる土地と家屋の評価額を確認することができる制度です。令和6年度は3年ごとに評価額の見直しを実施する評価替えの年となり、令和5年度と比べ評価額が異なる場合がありますので、気軽に活用ください。

期間

4月1日(月)～4月30日(火)
(土・日・祝日を除く)

8時30分～17時15分

場所 新地町役場 税務課

◎問い合わせ

税務課 固定資産係
☎62-2119

林道鈴宇線

通行止め解除のお知らせ

令和4年3月16日の地震の影響により通行止めとしておりました林道鈴宇線(新地町～丸森町間)ですが、宮城県丸森町の復旧工事完了により通行止めが解除となりました。

◎問い合わせ

農林水産課 農林水産係
(電話：62-2194)

トラクター等による事故を防ぎましょう

春の農作業の時期を迎えます。トラクター等による転落・横転・追突などの事故が発生

するおそれがありますので、農作業の際は次の点に注意しましょう。

- ① 周囲の安全確認をしっかりと行いましょう。
- ② 収納式安全フレームは運転時には必ず立てて使用しましょう。
- ③ フレーム等が整備されている場合は、シートベルトは必ず締めましょう。
- ④ 作業時以外は左右独立ブレーキを連結させましょう。

⑤ 機械点検・清掃時はエンジンを止めましょう。

⑥ 作業機付きトラクターで公道を走行する場合はランプ類や反射板を設置しましょう。

※農作業機械等で公道を走る時は、農作業機械に付着した土砂等を取り除き、道路を汚さないよう心がけましょう。

※畦畔等の草刈りをする場合は、周辺住民の生活環境に配慮して、刈り取った草は水路に流さないよう心がけましょう。

◎問い合わせ

農林水産課 農林水産係
☎62-2194

2024年度「夢を 応援基金」「ひとり親 家庭支援奨学金制度」 給付型奨学金

一般財団法人全国母子寡婦
福祉協議会では、ローソング
ループの協力により、ひとり
親家庭への支援を目的に奨学
金制度を実施しております。
奨学金 月額3万円（返還不
要、他の奨学金との併用可）
対象

中学3年生、高等学校、高等
専門学校（1～3年生）等
提出期限 4月19日（金）必着
※応募書類は左記のホーム
ページより取得してくださ
い。

<https://zenbo.org>

※「全母子協」で検索してく
ださい。

その他

当該奨学金は他の奨学金と
の併用可能ですが、他の奨学
金制度側では併用不可の場合
がありますので、事前にご確
認ください。

◎問い合わせ・提出先

一般財団法人全国母子寡婦福

社団協議会

☎03-6718-4088

メール support@zenbo.org

令和6年度新地町 会計年度任用職員 募集

町では、令和6年4月1日
から任用する会計年度任用職
員を募集します。

職名 施設管理人

区分

パートタイム会計年度任用職
員（週38時間45分未満の勤務）

採用人数 若干名

勤務内容 町体育施設管理

資格等 無し

勤務時間 1日7時間45分

給与・報酬額等

時間額929円～961円

勤務場所 町内体育施設

受付期間

3月19日（火）～3月27日（水）

※郵送での応募は3月27日（水）
必着

任用期間

4月1日～令和7年3月31日

の期間内

選考方法

書類審査、面接試験（面接日
は書類審査後に通知します）

応募方法

【提出書類】

会計年度任用職員応募申込書
※採用担当課で交付します。

【提出先】

採用担当課連絡先までご提出
ください。

留意事項

この選考において提出され
た書類は一切返却しません。

また、この選考において町が
収集する個人情報、選考お
よび採用に関する事務以外の
目的への使用は一切しませ
ん。

◎問い合わせ（採用担当課）

教育総務課 生涯学習係

☎62-2085

令和6年能登半島地震募金の受付終了について

町では、能登半島地震で被災した市町村への支援のため町内各施設で募金の受付を行っています
が、受付を3月31日で終了します。

皆様の温かいご支援・ご協力ありがとうございました。

受付終了日 3月31日（日）

募金総額 1,707,717円 ※3月8日時点



◎問い合わせ 総務課 財政係（電話：62-2111）

行政相談

4月10日(水)

9時30分～11時30分 保健センター

心配ごと相談

4月1日(月)・10日(水)・22日(月)

9時30分～11時30分 保健センター

交通事故相談

4月2日(火)

9時～17時 役場101相談室

無料法律相談所

町では、弁護士による無料法律相談所を開設します。

事前の予約が必要となりますので、問い合わせ先へご連絡ください。

開設日 4月16日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

◎予約・問い合わせ

町民課 生活環境係 (電話：62-2116)

福島県弁護士会相馬支部 (電話：36-4789)

4月

休日在宅当番医

7日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科

(相馬市) ☎35-1333

14日(日) やまぐち小児科医院

(相馬市) ☎37-8815

21日(日) わたなべ胃腸内科

(相馬市) ☎26-5061

28日(日) ふなばし内科クリニック

(相馬市) ☎35-1500

29日(月) 八巻クリニック

(相馬市) ☎37-7117

診療時間 9時～16時

休日在宅歯科当番医

7日(日) 新開歯科医院

(相馬市) ☎36-3214

14日(日) くまがみ歯科医院

(原町区) ☎25-3443

21日(日) 佐藤歯科医院

(相馬市) ☎36-0707

28日(日) 鈴木歯科医院

(原町区) ☎26-3232

29日(月) 桜ヶ丘デンタルクリニック

(相馬市) ☎26-7018

診療時間 9時～16時

自家消費野菜等の放射性物質測定結果について

2月測定分

2月の放射性物質測定の申し込みはありませんでした。

※町では自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。

検査を希望される方は持込方法などをご確認の上、予約をお願いします。

持込方法

- ・検査物は500g以上必要です。
- ・検査物を細かくする(みじん切り)



◎予約・問い合わせ 農林水産課 農林水産係
(電話：62-2194)

農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

	捕獲数(頭)
2月捕獲数	4
令和5年度累計捕獲数	157

町では、農作物等鳥獣被害対策として、イノシシの捕獲活動を実施しています。有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解ご協力をお願いいたします。

また、事故防止のため、捕獲用の箱罠等には近づかないようにお願いします。



◎問い合わせ 農林水産課 農林水産係
(電話：62-2194)